標準化教育プログラム［標準化と知的財産権］

第2章　知的財産権と競争政策の関係史

本資料は，経済産業省委託事業である「国内人材育成等基盤体制強化事業（標準化に関する教育体制整備）」の成果である。

2011年4月

鶴見　隆（東京農工大学）

学習のねらい ・・・ 第2章 知的財産権と競争政策の関係史

1 標準の問題は，知的財産権と深い関係にあるが，同時に，国の競争政策の影響も大きく受ける。本章では，知的財産権と競争政策の関係，及びそれらの標準化活動に対する影響を学習する。

2 米国では，建国以来，知的財産権を重視する政策と競争政策を重視する政策とが互いにせめぎ合いながら，ベストなバランスの追求が続けられてきた。その過程を学ぶことによって，現状認識を深め，将来を展望する。

3 日本では，戦後，米国の影響下で初めて独占禁止法が体系的に整備され，独占禁止法の下で，知的財産権と競争政策のバランスを取る施策が続けられてきた。現時点で，標準化が独占禁止法上，どのように捉えられているのかを学習する。

目　次 ・・・・・ 第2章 知的財産権と競争政策の関係史

1　知的財産権と競争政策の関係
　1.1　競争政策とは
　1.2　知的財産権と独占禁止法との調和
　1.3　「適用除外制度」の法的性格
2　米国における関係史
　2.1　米国憲法の規定と知的財産権法の制定
　2.2　第一次プロパテント時代（1865～1930年）
　2.3　アンチパテント時代（1930～1980年）
　2.4　第二次プロパテント時代
　2.5　プロパテント政策見直しの動き
3　日本における関係史
　3.1　日本の独占禁止法
　3.2　調和を図るためのガイドラインの制定
　3.3「標準化に関する指針」
まとめ
演習問題（A･B）
参考資料

１　知的財産権と競争政策の関係

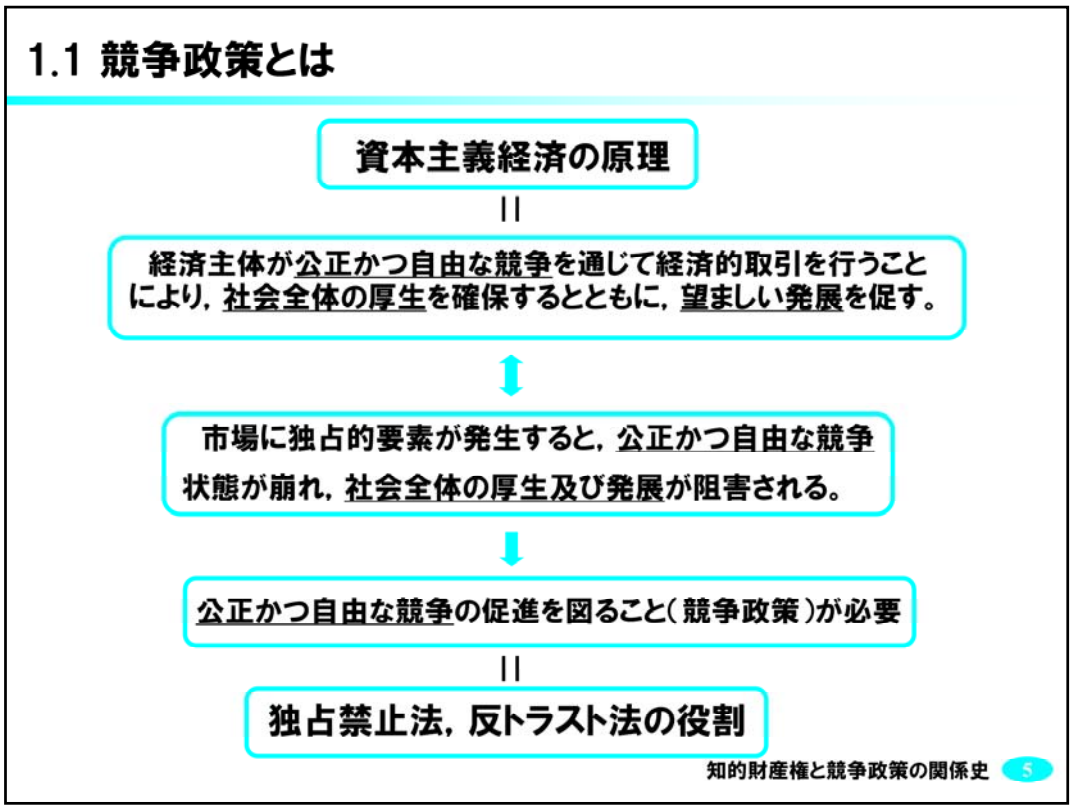

◆ 解　説

資本主義経済の原理は，経済主体が公正かつ自由な競争を通じて経済的取引を行うことにより，社会全体の厚生すなわち，社会における構成員の生活を健康で豊かなものにすると共に，社会が望ましい方向に発展していくことを促すことにある。

ところが，市場に独占的要素，すなわち特定の経済主体が他の競争者を排除し，生産と市場を支配する状態が生まれると，公正かつ自由な競争状態が崩れ，社会全体の厚生及び望ましい発展が阻害される。

そこで，公正かつ自由な競争の促進を図るための政府による政策的関与が必要となる。これが競争政策の位置づけと言うことが出来る。

競争政策の実現のための法的手段としては，独占禁止法あるいは反トラスト法がある。

◆ 参考資料

1）今村成和；独占禁止法入門，pp.2~5，有斐閣，1990.

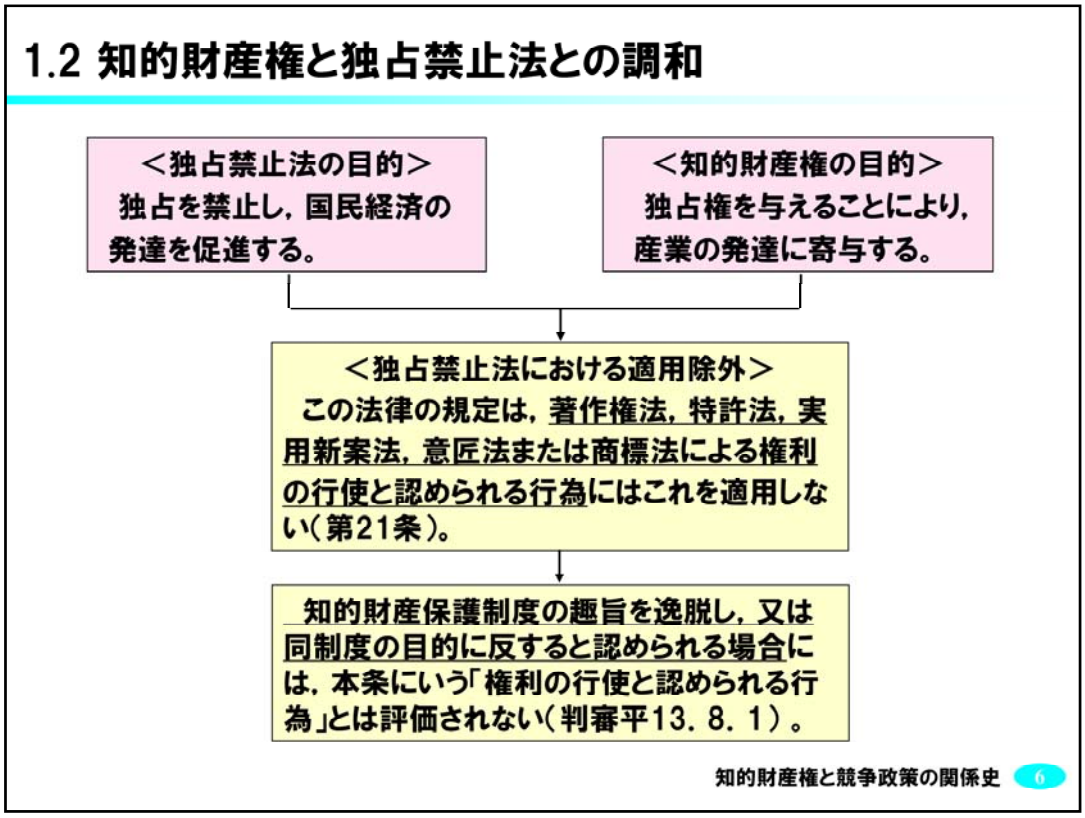

◆ 解　説

独占禁止法の目的は今述べたように，独占を禁止して国民経済の発達を促進することにあるが，一方，特許法の目的は発明者に独占権を与えることにより，産業の発達に寄与することにある。このように両者は政策的な目的を共通にしながら，方や独占を禁止しようとし，方や独占を保証しようとする点で，相矛盾する側面を有している。

この一見矛盾する側面の調和を図るために，独占禁止法においては，適用除外の規定がおかれている。例えば，日本の独占禁止法第21条には，「この法律の規定は，著作権法，特許法，実用新案法，意匠法または商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない」と規定されている。

「権利の行使と認められる行為」か否かの判断基準については，公正取引委員会の審判審決で，「知的財産保護制度の趣旨を逸脱し，又は同制度の目的に反すると認められる場合には，本条にいう「権利の行使と認められる行為」とは評価されない」（判審平13．8．1）とされている。したがって，これは具体的事案に即し，法律の目的を勘案しながら判断しなければならない問題である。

◆ 参考資料

1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

2）公正取引委員会審判審決，平成13年8月1日

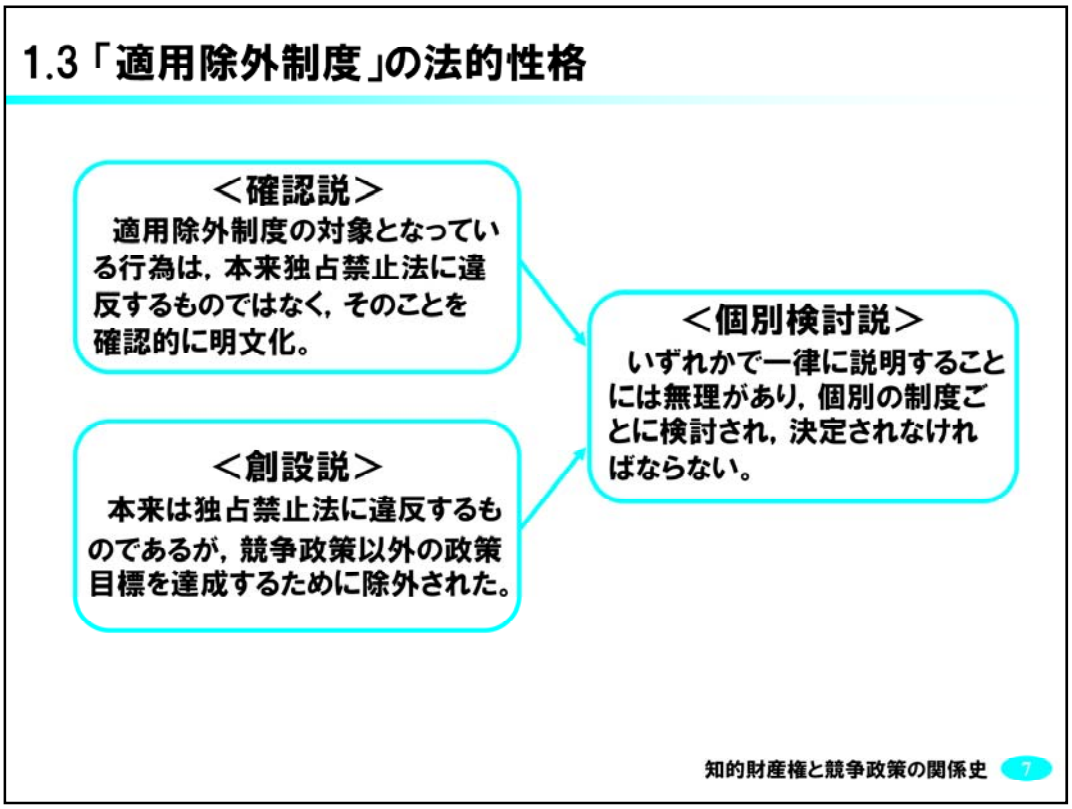

◆ 解　説

適用除外制度の法律的性格については諸説がある。一つは確認説であり，適用除外制度の対象となっている行為は，本来独占禁止法に違反するものではないのであるが，そのことについて疑義を生じさせることがないように，違反とはならないことを確認的に明文化したものであるとの説である。これに対し，創設説は，適用除外制度の対象となっている行為は，本来は独占禁止法に違反するものであるが，公正かつ自由な競争の促進とは別個の政策目的を達成するために独占禁止法の適用範囲から除外することにより，創設的に違反とはならないものとしたのが適用除外制度であるとの考え方を取っている。

これに対し，適用除外制度全体について確認説ないし創設説で一律に説明することには無理があり，個別の制度ごとに検討され決定されなければならないとする考え方（個別検討説）がある。

知的財産権の問題は複雑な側面を有しており，個別に検討すべき問題であると考えられる。

◆ 参考資料

1）岩本章吾；知的財産権と独占禁止法，pp.5−19，晃洋書房，2008.

2　米国における関係史

2.1 米国憲法の規定と知的財産権法の制定

米国憲法の規定（1787年）

「連邦議会は，著作者および発明者に対して，一定期間それぞれの著作および発明について排他的権利を保証することにより，科学および有用な技術の進歩の促進を図る権限を有する」（1章8条）

↓

米国連邦法における知的財産権法の制定（1790年）

- U.S. Federal Code 35 ： 特許法
- U.S. Federal Code 17 ： 著作権法
- U.S. Federal Code 15 ： 商標法

◆ 解　説

英国の植民地時代の米国は国内産業の発達を英国によって極度に抑えられていた。1787年制定の憲法において，「連邦議会は，著作者および発明者に対して，一定期間それぞれの著作及び発明について排他的権利を保証することにより，科学および有用な技術の進歩の促進を図る権限を有する。」と宣言し，英国からの抑圧から開放され，米国独自の産業を勃興させる大きな一歩を踏み出した。

この宣言に基づいて，1790年に連邦法としてU.S. Federal Code 35（特許法），U.S. Federal Code 17（著作権法），U.S. Federal Code 15（商標法）が制定された。

2.2 第一次プロパテント時代（1865年～1930年）①

＜特許制度の正の側面＞

・リンカーンの特許強化政策下での米国産業の興隆

・第二次産業革命

新しい製鉄，石油，自動車，化学，電気，通信技術の発展

特に，電気と通信分野において，特許権は大きな役割を果たした。

↕

＜特許制度の負の側面＞

・特許を利用した国内及び国際カルテルの登場

無線，電気，化学分野におけるカルテル

・反トラスト法の制定

1890年　シャーマン法

1914年　クレイトン法

知的財産権と競争政策の関係史　10

◆ 解　説

南北戦争は工業圏と農業圏との覇権争いでもあったが，これに勝利したリンカーンはその後，積極的に特許強化政策を推進し，産業の発展に努めた。米国商務省の玄関には，リンカーンの「特許は発明者の情熱に利益という油をそそぐ」という言葉が掲げられている。

特許出願数は1867年に年間1万件を超えるほどに増加し，それらの技術開発が米国産業の勃興をもたらした。この時点で技術覇権は英国から米国に移った。

これが第二次産業革命と呼ばれる時代であるが，この産業革命をリードした技術は新しい製鋼法，石油，自動車，化学，電気，通信であった。このうち，特に電気，通信の領域では多数の特許が出願され，産業発展のインセンティブを形成した。これがこの時代における特許制度の正の側面と言える。

一方，多数の特許出願は，多くの特許紛争を生み出すと共に，その係争の中から特許による寡占状態を作り出していった。例えば，ベルは1876年に出願した特許に基づいて，1877年ベル電話会社を設立するが，後発企業に対し，500件を超える訴訟を起こし覇権を確立して行った。エジソンが創設したGEも，特許を通じて覇権を確立したこの時代の覇者である。

さらにこの時代の大きな特徴は，特許をベースとした国際的なカルテルの形成が進められたことであり，ICIとデュポン，GEとフィリップス等による国際的な市場分割が行われた。これが特許の負の側面と言うことができる。

この動きに牽制し，自由競争状態を回復させるための手段として，反トラスト法が制定された。1980年のシャーマン法，1914年のクレイトン法がそれである。

◆ 参考資料

1）井上岳史；特許が世界を塗り変える，NTT出版株式会社，1995.

2.2 第一次プロパテント時代（1865年～1930年）②

＜シャーマン法＞

・1890年に米国で初めて（世界で初めて）制定された独占禁止法

・第1条・・・・「取引を制限する全ての契約，結合，共謀」の禁止

※ 当然違法（per se illegal）と合理の原則（rule of reason）

・第2条・・・・「独占，独占の企て，及び独占のための共謀」の禁止

＜クレイトン法＞

・1914年に独禁法を強化するために制定され，その後幾多の改正を経て現在に至っている。

・第2条・・・・価格差別の禁止

・第3条・・・・抱き合わせ取引，排他取引の禁止

・第7条・・・・合併の制限

知的財産権と競争政策の関係史 11

◆ 解　説

シャーマン法は，米国で初めて，また，世界で初めて制定された反トラスト法であり，現在においてもクレイトン法とともに，米国における反トラスト法の核をなす法律である。

第1条では，「取引を制限する全ての契約，結合，共謀」を禁止している。この規程は文言上非常に一般的で広範であるため，司法においては，実際の契約，行為等が実際にシャーマン法違反となるか否かについては，その行為が競争に与える影響を考慮して，不合理な競争制限的効果を持つ行為のみを違法とするとの考え方を確立してきた。これを「合理の原則（rule of reason）」と呼んでいる。

一方，ある特定の行為については，その性質上，本質的に競争制限的であり不合理であるとして，それが競争に与える効果を検討するまでもなく，シャーマン法違反との考え方がある。これを「当然違法（per se illegal）」と呼んでいる。例えば，同業者間の価格カルテルはその典型である。第2条では，「独占，独占の企て，及び独占のための共謀」を禁止している。

クレイトン法では，異なる市場毎に異なる価格を設定する等の「価格差別の禁止」（第2条），顧客に主たる商品に従たる商品を併せて購買することを強制する「抱き合わせ取引の禁止」あるいは，顧客が必要とする商品の全てを同一の売主からのみ購入するとの条件のもとに商品販売を行う「排他的取引の禁止」（いずれも第3条），及び，市場の競争を制限するような「合併の禁止」（第7条）を規定している。

◆ 参考資料

1）村上政博；アメリカ独占禁止法，弘文堂，1999.

2.3 アンチ・パテント時代（1930年～1980年）①

・1929年　ブラックサースディに端を発した世界大恐慌の到来

・ニューディール政策の登場

　ルーズベルト大統領による「反独占教書」

　特許権による企業の寡占化・独占化が大恐慌の一因

　独禁法強化による寡占状態の廃止，企業間競争の復活，産業の活性化を推進

・第二次大戦後のパックス・アメリカーナ

・知的財産敵視政策（60年代から70年代）

　反トラスト法の厳格適用・・・・シンガー社事件，ゼロックス社事件等

　ナイン・ノー・ノーズ・・・・・・・・・特許ライセンス契約への厳格適用

知的財産権と競争政策の関係史　12

◆ 解　説

1929年のブラックサースディに端を発した世界大恐慌がプロパテント政策の見直しの大きな契機となった。

特許を基にした独占，カルテルおよびトラストが産業の寡占支配を生み，産業の活性を奪ったと考えたルーズベルトはニューディール政策の中で反独占の立場を鮮明にし，強力にアンチトラスト政策を進めていった。この時代に特許をベースにした国際カルテルの多くが，提訴され排除された。例えば，ICI／デュポン，GE／フィリップス，スタンダード石油／IGファルベン等。

ニューディール政策の下で米国は経済力を復活させた。第二次大戦において産業基盤に被害を被らなかった米国は大戦後に経済大国として世界に君臨し，米国の経済力の下で欧州，日本の戦後復興が図られた。パックス・アメリカーナの時代である。戦後復興は反独占の基本政策の下で推進された。

戦後の60年代から70年代にかけても知的財産敵視政策は継続され，反トラスト法の厳格な適用が続けられた。シンガー社事件，ゼロックス社事件，ナイン・ノー・ノーズ等はこれらを象徴する出来事である。詳細は次に説明する。

◆参考資料

1）井上岳史；特許が世界を塗り変える，NTT出版株式会社，1995.

2.3 アンチ・パテント時代（1930年～1980年）②

＜シンガー社事件＞

- 第2次大戦後，急速に力を付けてきた日本のミシンメーカーに対抗するため，シンガー社がジグザグミシン特許で攻勢を掛けた事件
- シンガー社によるジグザグミシン特許の独占的取得
  - 自社保有の特許2件
  - カナダのハリス社からの特許買収
  - イタリアのビゴレリ社からの特許買収
  - スイスのベルニナ・ミシン社からの特許買収
- 1958年　ブラザー社の米国商社に対し，特許侵害訴訟を提起
  ブラザーは，シンガーによる特許の集中取得が反トラスト法に違反していると反論
- 1959年　米国司法省は，シンガー社を反トラスト法違反で提訴
- 1962年　地裁は米国司法省の請求を棄却，司法省は最高裁に上告
- 1963年　最高裁は，地裁判決を覆し，地裁に事件を差し戻し
- 1964年　地裁において，シンガー社敗訴（パテント・ミスユース）

◆ 解　説

第二次大戦後，日本のミシンメーカーは急速に力を付け，米国市場での優位を形成していった。この日本メーカーに対抗するため，米国第一のミシンメーカーであったシンガー社はジグザグミシン技術による巻き返しを図った。

シンガー社自身はこの技術領域で2件の特許を保持していたに過ぎなかったが，カナダのハリス社，イタリアのビゴレリ社，スイスのベルニナ・ミシン社からジグザグミシンに関する特許を買収ないし実施権許諾を受け，1958年，ブラザー社の米国商社に対し，特許侵害訴訟を提起した。

これに対し，ブラザー社は，シンガーによる特許の集中取得が反トラスト法に違反していると反論した。米国司法省はこの問題を取り上げて調査を実施し，1959年に，シンガー社を反トラスト法違反で提訴した。

1962年，地裁が米国司法省の請求を棄却したため，司法省は最高裁に上告した。

1963年，最高裁は，地裁判決を覆し，知的財産権に事件を差し戻した。

1964年，地裁において，シンガー社の行為はパテント・ミスユース（特許権を不正に利用すること，法によって許される範囲を超えて利用すること）に当たるとの判断が下され，同社の敗訴が確定した。

この判決において裁判所はシンガー社に対し，以下の行為を禁じた。

① ジグザグミシンの米国への輸入，米国内におけるその使用，販売を阻害する行為。

② ジグザグミシンの製造・販売業者から，ジグザグミシンに関する特許を取得ないし実施権を取得する行為。

◆ 参考資料

1）井上岳史；特許が世界を塗り変える，NTT出版株式会社，1995.

2.3 アンチ・パテント時代（1930年～1980年）③

＜ゼロックス社事件＞

- ゼロックス社は，チェスター・カールソンが1938年に発明した電子写真複写機に関する特許を取得し，それに基づいて長期に亘る実用化研究の結果，1960年に市場化に成功。この間に1000件を超える特許を取得。
- ゼロックス社は，この特許群により強大な参入障壁を構築して，独占的な市場を作り上げた。
- 電子写真複写機の市場参入を希望するある企業，ゼロックス社を独占禁止法違反で提訴。
- 1975年にゼロックス敗訴の判決
  - a 特許権の利用を求めるものに対しては，最も重要な基本特許3件を無償でライセンスすること
  - b その他の保有特許のライセンスを求めてきたときには，一般的な利用許可条件で実施許諾しなければならない。
- その4年後，ゼロックスの米国シェアは100%から14%に低下。

◆ 解　説

シンガー社の行為はパテント・ミスユースであると判断されたが，パテント・ミスユースの判断基準が時代と共に変化したことがゼロックス社事件から明らかである。

ゼロックス社は，チェスター・カールソンが1938年に発明した電子写真複写機に関する特許を取得し，それに基づいて長期に亘る実用化研究の結果，1960年に市場化に成功した。

この間にゼロックス社は1000件を超える特許を取得した。ゼロックス社は，この特許群により強大な参入障壁を構築して，独占的な市場を作り上げた。電子写真複写機の市場参入を希望する米国の企業が，ゼロックス社を独占禁止法違反で提訴した。

1975年にゼロックス敗訴の判決が下り，ゼロックス社に下記のことを命じた。

a 特許権の利用を求めるものに対しては，最も重要な基本特許3件を無償でライセンスすること

b. その他の保有特許のライセンスを求めてきたときには，一般的な利用許可条件で実施許諾しなければならない。

その4年後，ゼロックスの米国シェアは100%から14%に低下。

この判決は，シンガー事件以上にアンチパテント的なものであり，特許権の価値を大いに減じるものであったということが出来る。

◆ 参考資料

1)井上岳史；特許が世界を塗り変える，NTT出版株式会社，1995.

2.3 アンチ・パテント時代（1930年～1980年）④

＜ナイン・ノー・ノーズ（特許ライセンス契約に関する禁止項目）＞

1 抱き合わせ（tie-in clause）
　許諾製品を製造するための原料を，ライセンサーや指定する者から購入するよう義務付けること。
2 改良技術の独占的グラントバック（exclusive grantback）
　ライセンシーの改良技術をライセンサーに独占的に譲渡することの義務付け
3 特許製品の再販売についての制約（resale price restriction）
4 競合製品又は競合技術取扱の禁止（tie-out clause）
5 ライセンサーがライセンシーの同意なしに他の者にライセンスしない旨の契約
6 強制的な一括ライセンス（mandatory package license）
7 許諾製品の売り上げとは合理的な関連性のない売り上げをロイヤルティーの算定の基礎とすること。
8 特許製法によって製造された特許保護されていない最終製品の販売についての制約
9 許諾製品の販売価格制限（price fixing restriction）

知的財産権と競争政策の関係史 15

◆ 解　説

1975年に司法省は特許ライセンス契約に関するガイドラインを示し，下記の9項目は「当然にして違法」（per se illegal）と考えられるべきであり，それら制限に違反する場合には訴追するという施行方針を表明した。

1 抱き合わせ（tie-in clause）
　許諾製品を製造するための原料を，ライセンサーや指定する者から購入するよう義務付けること。
2 改良技術の独占的グラントバック（exclusive grantback）
　ライセンシーの改良技術をライセンサーに独占的に譲渡することの義務付け
3 特許製品の再販売についての制約（resale price restriction）
4 競合製品又は競合技術取扱の禁止（tie-out clause）
5 ライセンサーがライセンシーの同意なしに他の者にライセンスしない旨の契約
6 強制的な一括ライセンス（mandatory package license）
7 許諾製品の売り上げとは合理的な関連性のない売り上げをロイヤルティーの算定の基礎とすること。
8 特許製法によって製造された特許保護されていない最終製品の販売についての制約
9 許諾製品の販売価格制限（price fixing restriction）

このように米国のライセンス規制は，1970年代半ばに最も厳しい段階に到達したということができる。

2.4 第二次プロパテント時代・・・米国経済の地盤沈下

・50年代～60年代

日，欧，アジアの米国庇護下での復興

・70年代～80年代にかけての米国産業の国際競争力低下

米国の貿易収支

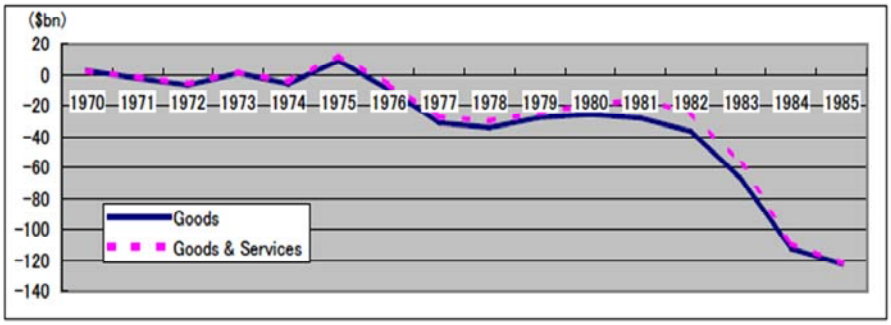

「「ヤング・レポート」以降の米国競争力政策と我が国製造業空洞化へのインプリケーション」

日本政策投資銀行産業・技術部産業レポートvol.3　　知的財産権と競争政策の関係史　16

◆ 解　説

米国は，第二次大戦直後の50年代から60年代の間は，世界最強の経済力をベースに，日，欧，アジアの戦後復興を全面的に支援した。ところが，70年代から80年代にかけて，米国産業の国際競争力が急速に低下し始める。

図は，米国の貿易収支を示したグラフであるが，70年代後半から貿易収支が急激に悪化していくのが読み取れる。これは，日，欧，アジアの企業が競争力を付け，米国市場を脅かすに至ったことを示している。

例を挙げると，カラーテレビ受像機の米国内シェアを見ると，1970年においては，米国企業が90%を占めていたが，1980年には60%に低下し，さらに1987年には10%にまで低下している。電話や，半導体製造設備についても全く同じことが言える。

1980年の初めには，米国産業の空洞化が誰の目にも明らかな状況となった。

一方，このような事態に米国産業を追い込んだのは上述の日，欧，アジア諸国といえるが，中でも日本の影響が最も大きい。この当時，日本企業の国際競争力は世界で最も強いと評価され，「Japan as No.1」とも言われた。米国においても日本企業は米国産業を衰退に追い込んだ元凶とみなされ，ジャパン・バッシング，日本製品不買運動が行われるようになった。

◆ 参考資料

1) 坂井昭夫；日米ハイテク摩擦と知的所有権，有斐閣，1994.

2.4 第二次プロパテント時代・・・経済復興への政策提言

・1980年　カーター大統領時代・・・・競争力白書

「生産財，ハイテク分野の競争力は十分。消費財分野（自動車，繊維，金属機械，電機，鉄鋼等）で競争力低下を来たしているがこれは石油コストの上昇によるもので構造的問題ではない。」

・1985年　レーガン大統領時代・・・・「産業競争力に関する大統領諮問委員会」報告書（通称「ヤング・レポート」）

「知的財産権の保護が独占禁止法によって不当に制限されており，この保護を強化しなければならない。米国政府は国内の保護強化を図るとともに，海外での保護強化を目指して国際社会で攻撃的な働きかけをなすべきである。」

「同報告書は日本を念頭においてまとめられた。」（ヤング委員長の上院での発言）

知的財産権と競争政策の関係史　17

◆ 解　説

このような状況に対して米国産業界は強い危機感を抱き，国際競争力回復への施策を政府に要望した。これに答えたのがカーター政権が発表した「大統領競争力白書」であったが，この白書では，生産財，ハイテク分野の競争力は十分にあり，消費財分野の競争力低下も石油価格上昇に伴う一過性のものであるとの楽観的見通しが表明された。

ハイテク領域においても国際競争力が急激に低下しつつある状況の中で，レーガン政権は本格的な取組を開始し，産業競争力の強化策を検討するために「産業競争力に関する大統領諮問委員会」を設置した。委員長はヒューレット・パッカード社の社長であり，米国商工会議所の会長であったJ．A．ヤングであった。

1985年に出された委員会の報告はヤング・レポートと呼ばれているが，ここで示されたプロパテント政策の下でイノベーションを活発に進め，国際競争力の復活を図ると言う方向性は，その後の米国の政策に大きな影響を与えることになった。

特にヤング・レポートの中の次の文章は象徴的である。

「知的財産権の保護が独占禁止法によって不当に制限されており，この保護を強化しなければならない。米国政府は国内の保護強化を図るとともに，海外での保護強化を目指して国際社会で攻撃的な働きかけをなすべきである。」

ヤング委員会のメンバーはその後，「競争力評議会」（Council on competitiveness）を設立し，1987年，1988年と引き続いて，政策提言を行っている。

◆ 参考資料

1) 坂井昭夫；日米ハイテク摩擦と知的所有権，有斐閣，1994.

2.4 第二次プロパテント時代・・・プロパテント政策の展開 ①

1）新技術の創造に関する施策

① 連邦政府研究開発予算の増強
- ・レーガン政権による国防研究費の倍増（1980年代前半）
- ・全米科学財団（NSF）予算の倍増（1987年～93年）

② 政府予算による研究成果の民間移転
- ・バイ・ドール法（1980年）

③ 独占禁止政策の変更による共同研究の容認
- ・国家共同研究法（1984年）
- ・国家共同研究生産法（1993年）

④ 民間企業の技術革新に対するインセンティブ
- ・経済再建税法（1981年）
  - 研究開発支出の税額控除
  - 加速度減価償却
  - 大学への委託基礎研究費の税控除

知的財産権と競争政策の関係史 18

◆ 解　説

具体的にプロパテント政策がどのように実施されていったかを見てゆきたい。

まず，新技術の創造に関する施策として連邦政府の研究開発予算が増強され，国防を含めた大型の研究開発に対して振り向けられた。また，これらの政府予算を用いた研究の成果が民間に移転するための措置が採られた。

従来，政府予算による開発の成果，例えば特許権は国に帰属し，国が民間企業に対して非独占的に実施許諾を与える，と言うシステムをとっていたが，バイ・ドール法は特許権を研究を実施した大学等に帰属させ，大学は独占的実施権を民間企業に許諾できることとした。背景には，連邦政府保有の28000件の特許の内，ライセンスされたものは5％に満たないと言う実態があった。バイ・ドール法制定後，民間移転率は30％に上昇した。大学からの技術移転にはTLO，インダストリアル・リエゾン・システム，研究契約オフィス，共同研究センター等，産学を結びつけるための仕組みづくりが進み，大きな役割を果たした。

また，共同研究の促進に関する措置が採られた。民間企業間，政府と民間企業間及び大学と民間企業との間の共同研究には独禁法上，様々な制約が課せられていたが，これが排除され，さらにこれらの共同研究母体に対して連邦政府資金の投入が行われた。

さらに民間企業の研究開発投資に対して税制上のインセンティブが付与された。例えば，1981年の経済再建税法では，企業の研究開発支出に対する税額控除，設備投資資金の早期回収のための加速度減価償却，大学に基礎研究を委託した場合の研究費の税額控除等が実施された。

◆ 参考資料

1）坂井昭夫；日米ハイテク摩擦と知的所有権，有斐閣，1994.

2.4 第二次プロパテント時代・・・プロパテント政策の展開 ②

2）知的財産保護の強化・拡大

① 著作権法の改正（1981年）

コンピューター・ソフトウエア保護を盛り込んだ改正著作権法の施行

② 半導体チップ法の制定（1984年）

半導体の回路配置に対する保護を規定（著作権法と似た枠組み）

③ 特許の保護対象の拡大

- 微生物特許（1980年　チャクラバーティー事件）
- コンピューター・プログラムに関する特許（1981年　ディーア事件）
- 遺伝子組替植物特許（1985年　ヒバード事件）
- 遺伝子組替動物（1988年）
- 数学的原理に関する特許（1988年　カーマーカー事件）
- ビジネス・モデル特許（1998年　ステート・ストリート事件）

◆ 解　説

知的財産権に関しては，これまで法的な保護対象となっていなかった知的財産を保護するための法律・制度改革が強力に進められた。

まず，1981年に著作権法の改正が行なわれ，コンピューター・ソフトウエアが著作権法上の保護対象となった。この改正にはIBMの企業戦略が色濃く反映されている。IBMは，1950年代にコンピューターに関し市場支配権を確立するが，この時代においてはIBMの利益はハードから得られ，ソフトはハードを動かすためのツールとしてユーザーに無料で供給された。1970年代に入ると通産省の音頭取りで日本メーカーの互換機路線が開始され，70年代の末には日本市場でIBMを圧倒するような実力をつけ，次いで米国市場にも挑戦を始めた。

そこで，IBMはソフトを保護する法的枠組みを作るよう政府に訴えた。当初，ソフトを特許法で保護すべきか著作権法で保護すべきか，議論が分かれたが，保護期間が圧倒的に長い（著作者の死後50年間）著作権法で保護することが決定された。

1984年には，半導体の回路配置を保護するために新たな法律として「半導体チップ法」が制定された。

特許による保護対象の拡大に火蓋を切ったのは，1980年のチャクラバーティ事件である。特許庁は，チャクラバーティが出願した微生物のクレームを拒絶したが，最高裁は，「太陽の下で人が考えたものは特許の対象となる」との判断のもとに，特許庁の判断を覆した。

それ以降，コンピューター・プログラム（1981年　ディーア事件），遺伝子組替植物（1985年　ヒバード事件），遺伝子組替動物（1988年），数学的原理（1988年　カーマーカー事件），ビジネス・モデル（1998年　ステート・ストリート事件）等，従来は特許対象とはならないと考えられていた対象に対し，特許権が付与されることとなった。

◆ 参考資料

1) 坂井昭夫；日米ハイテク摩擦と知的所有権，有斐閣，1994.

2.4 第二次プロパテント時代･･･プロパテント政策の展開 ③

3) 司法上の措置

① 特許専管高等裁判所の設置（1980年）

CAFC（Court of Appeals for Federal Circuit 連邦巡回控訴裁判所）

＜背景＞ ・CAFC設置以前は，全米で12のCCPA（関税特許控訴裁判所）が第2審を担当。

・12の裁判所により区々の判断が行われ権利行使に障害を来たしていた。

＜効果＞ ・統一的で，プロパテント的な判断が行われるようになった。

・侵害訴訟における特許無効の判断

CCPA ････ 約70％，CAFC ････ 約20％

② 三倍賠償

故意に侵害したと判断されれば裁判官の裁量で賠償額が3倍まで加算される。

③ ナイン・ノーノーズの取扱の変更（1988年）

司法省は，「当然違法」の取扱から「合理の原則」の取扱へと変更

知的財産権と競争政策の関係史 20

◆ 解 説

一方，司法においてもプロパテントの動きが進行した。

1980年にCAFCが設置され，全米で特許訴訟を扱う控訴裁判所（高等裁判所）はCAFCの一箇所に統一された。それまでは全米で12の控訴裁判所（CCPA）が特許訴訟を担当しており，裁判所ごとに区々な判断が行われ，かつ総じてアンチパテント的な判決が多く下されていたのに対し，CAFCではプロパテント的な判決が系統的に下されるようになった。米国の侵害訴訟では特許性に関する判断が行われる点で，日本の裁判と大きく異なっているが，CCPAが約70％の割合で特許無効の判断を下していたのに対し，CAFCでは約20％まで，無効の割合が減少した。これは大いに特許権者を勇気付け，以降，侵害訴訟件数が激増することとなる。

さらに三倍賠償が特許権者にとって有利に働いた。これは侵害が，もし故意に行われた場合，裁判官は裁量により賠償額を認定の三倍まで引き上げることができると言うものである。故意であるか否かの判断に，専門家の意見を確認したか否かと言う基準があり，もし専門家の鑑定をとっていなかった場合には間違いなく三倍賠償を課せられる。

1988年には司法省が，特許ライセンス契約に関する新しい基準を提示したが，それによれば，1975年に当然違法とされた9つの項目は，すべて「合理の原則」によって判断すべきこととされた。

◆ 参考資料

1) 坂井昭夫；日米ハイテク摩擦と知的所有権，有斐閣，1994.

2.4 第二次プロパテント時代・・・プロパテント政策の展開 ④

4) 知的財産権に関する外交攻勢

① 二国間協議による攻勢

・日米二国間交渉

通商法301条に基づいて知的財産権制度の改善を要求

日米包括経済協議知的所有権作業部会における協議

・対韓国，対中国協議

② 多国間協議における攻勢

・世界知的所有権機関（WIPO）での交渉

TRIPs協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の締結（1994年）

協定実施義務・・・先進国：発効後1年以内

途上国：発効後5年以内

後発途上国：2011年までに

知的財産権と競争政策の関係史 21

◆ 解　説

以上のような国内での知的財産権保護措置に加え，米国政府は全世界に米国技術及び製品の保護を拡大すべく，外交攻勢を展開した。ヤング・レポートは，「海外での知的財産権保護の適正化に向けて攻撃的な行動を」と呼びかけ，さらに「GATTの場での多国間交渉を重視せよ，ただし，多国間交渉だけに依存するのではなく，二国間交渉との併用を考えよ」と主張しているが，米国政府はその主張どおりの展開を図った。

二国間交渉の道具として用いたのは1988年に導入されたスーパー301条及びその知的財産権版であるスペシャル301条。この規定によれば，USTR（米国通商代表部）はある国が不公正な知的財産権法制度を採用していると認定された場合，その国との協議を開始し，6ヶ月以内に合意に達しなかった場合は制裁措置を発動すると言うものである。これを武器に日本に対し，12項目の要求を提起し，その実行を迫った。12項目の中には特許審査期間の短縮，著作権法，商標法，不正競争防止法の改正等が含まれる。日本は米国の外交攻勢に屈して，ひとつひとつ要求を呑んでいった。

一方，米国は国際的な枠組みでも攻勢を掛けた。まず，WIPO（世界知的財産権機構）での合意成立を試みたが，全員一致原則であることに加え、後進国が多いという条件が災いして合意形成に至らず，主戦場をGATTの場に移し，ついにTPIPs協定の締結に漕ぎ着けた。TRIPs協定では，協定の締約国が国内において，知的財産保護のための一定水準の法律・制度を制定することを求めている。

先進国は，協定発効後1年以内に，開発途上国は5年以内に，後発途上国は2011年までに協定実施義務を負うことが定められた。この協定の締結及び実施がWTO加盟の条件となっているため，WTO加盟国に対する強制力は絶対的である。

◆ 参考資料

1) 坂井昭夫；日米ハイテク摩擦と知的所有権，有斐閣，1994.

2.4 第二次プロパテント時代・・・プロパテント政策の効果

米国の復活と日本の後退

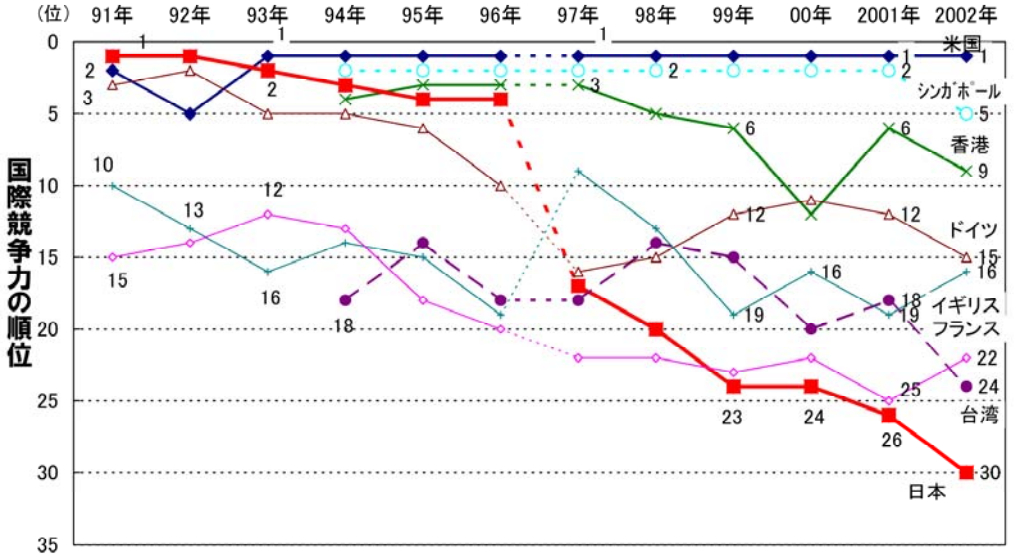

(資料)IMD「World Competitiveness Yearbook 2002」
(備考)97年以降については，新基準に基づくデータ

知的財産権と競争政策の関係史 22

◆ 解　説

知的財産の創造・保護・活用を骨格とする産業政策の強力な推進は，米国の国際経済力の復活に大きな役割を果たした。

図はIMDが発表した国際競争力比較のデータであるが，米国は，90年代の初めには日本の後塵を拝していたが，93年に日本を抜いて首位に上り，それ以降，ずっと首位を維持している。一方，日本は，90年代の初めにおいては首位の座を維持していたが，93年以降，つるべ落としに順位を下げている。

日本の国際競争力低下には，90年代初めのバブル経済の崩壊が大きな影響を及ぼしていると考えられるが，先端技術分野で米国から知的財産権に関する集中的な攻勢を受けたこともその一因として見逃すことはできない。

2.5 プロパテント政策見直しの動き・・・特許制度の負の側面

・パテントトロール問題

自らは発明を実施する意図を持たず，たくさんの特許をかき集め，その特許権を行使して他者から高額なライセンス料，和解金を得ることを目的とするパテントトロールが，企業活動にとって脅威となりつつある。

・標準化における特許問題

特許権の行使によって，標準化が阻害されたり，標準の実施者が高額のライセンス料を要求される事例が多数出てきた。特にホールドアップ問題はパテントトロールの動きと併せて，依然として大きな問題である。

・特許の藪

特にICT領域では，多くの企業から類似する特許が多数，重複的に出願されている。既存企業同士はクロス・ライセンス契約等で事業化の道を開けるが，新規参入企業が事実上排除されることになる（イノベーションの阻害）。

知的財産権と競争政策の関係史 23

◆ 解　説

しかしながら，1980年代にプロパテントに移行してから，20年余を経過した2000年前後の時点から，プロパテント政策の負の側面が問題として指摘されるようになった。

その具体例としては，次のものがあげられる。

まず，パテントトロール問題である。パテントトロールとは，自らは発明を実施する意図を持たず，たくさんの特許をかき集め，その特許権を行使して他者から高額なライセンス料，和解金を得ることを目的とする個人ないし団体のことをいう。米国パテント・フリーダム社の調査によれば，2009年1月時点で確認されているNPE（特許不実施主体：この中には大学，公的研究機関も含まれており，全てがパテントトロールと言うわけではない）は220社に上っており，1998年には訴訟件数の2.6%に過ぎなかったNPEによる訴訟は，2008年には16.9%に上昇している。

特許権の行使によって，標準化が阻害されたり，標準の実施者が高額のライセンス料を要求される事例がたくさんでてきた。特に後者の問題をホールドアップ問題というが，公共的な性格を有する標準が，特許権によって阻害されることを問題と捉える考え方も出てきている。

また，ICT等の先端技術領域では，多くの企業から類似する特許が多数，重複的に出願されている。既存企業同士はクロス・ライセンス契約等で事業化の道を開けるが，新規参入企業が事実上排除されることになる（イノベーションの阻害）との指摘がある。

反トラスト法の整備が進んだことによって，19世紀末前後のような「特許による国際・国内カルテルといった問題」は存在しないが，特許法が本来の目的とするイノベーションが特許権によって阻害されるといった事態が進行しており，これにどう対処するかが大きな問題である。

2.5 プロパテント政策見直しの動き・・・司法の動き

2000年以降，司法の場で，CAFCの行き過ぎたプロパテント傾向を是正する動きが広がっている。

① eBAY差止事件（2006年）
- CAFCの判決を最高裁が破棄。
- 差止請求権が認められるための4要素

② KSR特許自明事件（2007年）
- CAFCの判決を最高裁が破棄。
- 最高裁が特許の有効性に関する基準を引き上げた。

③ Bilski事件（2008年）
- CAFCがビジネスモデル特許に高いハードルを課した。
- 「方法発明の成立には，特定の機械への関連づけ，又は対象物を異なる状態に変換させることが要件。」

知的財産権と競争政策の関係史 24

◆ 解　説

2000年以降，司法の場で，CAFCの行き過ぎたプロパテント傾向を是正す動きが広がっている。

eBAY差止事件（2006年）はCAFCの判決を最高裁が破棄したものであるが，これまで，侵害が認められた場合にはほぼ自動的に差止請求が認められていたが，最高裁は差止が認められる条件として次の4つの条件を提示し，差止のためのハードルを上げた。

1 原告が回復不能の損害を受けていること

2 金銭的損害賠償に基づく救済では被害を償うことができないこと

3 原告と被告間の困難性のバランスを考慮しても差止による救済が正当であること

4 差止によって公衆の利益が損なわれないこと

KSR特許自明事件（2007年）はCAFCの判決を最高裁が破棄したものである。従来，米国の審査官は，「公知技術の単なる組合せ」として進歩性を否定する場合，「組み合わせる動機付け又は示唆」を立証しなければならなかったが，最高裁は，「必ずしも先行技術に開示されている必要はなく，市場の動向なども考慮できる」と判示した。これによって，進歩性のハードルは出願人に対して，引き上げられた，ということができる。

Bilski事件（2008年）に関して，CAFCは，ステート・ストリート・バンク事件の判決で採用した「有用で，具体的で，かつ現実的な結果をもたらすものであれば特許性がある」との基準は不十分であるとし，過去に最高裁が判示した「方法発明の成立には，特定の機械への関連づけ，又は対象物を異なる状態に変換させることが要件」との判断基準を採用した。これによってビジネス・モデル特許の審査基準は，日欧に近づいたということができる。

2.5 プロパテント政策見直しの動き・・・特許法改正の動き

・2005年，2007年と2回にわたり，議会に提出された。特に2007年には下院を通過したものの上院で否決された。

2009年3月3日，民主・共和両党の有力議員の連名により上下両院に議案が提出された。

・改正法のポイント

① 国際調和

・先発明主義から先願主義へ

② 訴訟費用の低減

・損害額の制限（EMVの見直し）

・三倍賠償制度の見直し

③ 特許品質の向上

・付与後異議制度の導入

知的財産権と競争政策の関係史 25

◆ 解　説

2005年，2007年と2回にわたり，議会に提出された。特に2007年には下院を通過したものの上院で否決された。2009年3月3日，民主・共和両党の有力議員の連名により上下両院に議案が提出された。このように議論が定まらない最大の原因は，損害額の制限を加えるか否かについて，大きな対立点を残しているからに他ならない。

改正法のポイントは大きく分けると国際調和，訴訟費用の低減，特許品質の向上に分かれる。国際調和に関しては，現在唯一米国だけが採用している先発明主義から先願主義への移行が最大の課題である。

訴訟費用の低減のうち，損害額の制限が大きな問題となっている。昨今，損害額の高騰が大きな問題となっているが，その原因の一つは，EMVである。エンタイア・マーケットバリューとは，特許がたとえ，製品の一部をクレームするものであっても，その特許が侵害された場合には，侵害部品の価格ではなく，その部品が使用されている製品全体の価格に基づいて，損害額を計算するルールである。改正案では，これに対し，「市場ニーズに対する特許の卓越的貢献が示されない限り，EMVルールに基づいて損害額を算出してはならない」としている。又，シーゲート事件判決を踏まえて，三倍賠償制度についても，緩和的な動きが出てくる可能性がある。

三つ目は，特許品質の向上である。低品質の特許が大量に供給されることが，パテントトロール問題等様々な問題を生み出しているとの反省から，付与後，異議制度を導入して，品質向上を図るとの案が提示されている。

このように，1980年代において米国の国内産業復興及び国際競争力復活のキーとして強力に推進されたプロパテント政策は，現在，米国の国際競争力の維持・強化の観点から，見直しが進められようとしている。ただし，それは決して，アンチパテント政策への復帰ということではなく，パルサミーノレポートに象徴されるように，プロイノベーション政策へのシフトと捉えるべきであると考えられる。

３　日本における関係史

3.1 日本の独占禁止法‥‥制定及びその後の経緯

- 戦前まで，日本には独占禁止法は存在せず。
- 敗戦後，連合国の対日占領政策の一環として強力に推進された。
- 1947年4月「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（通称，独占禁止法）制定。
- 内容は米国の反トラスト法に基づいており，日本にはなじみのないものであった。
- そのため，表向きは「経済憲法」と呼ばれて尊重されたが，政府・財界は機会のあるごとに，改正，運用緩和により，骨抜きを図ってきた。
- 昨今，ほとんどの資本主義国に反独占法が制定されるようになり，国際連携も進み，国内においても経済民主化のために重要な役割を果たすようになってきた。

知的財産権と競争政策の関係史 27

◆ 解　説

戦前の日本においては，三菱，三井，住友等の財閥が日本の経済界に支配的な地位を占めており，それらの財閥が政府の政策と密接に連携して，企業運営を行うことによって，日本の国力を支えてきた。そうした背景から，戦前の日本には，独占を禁止するという発想そのものが存在しなかったといえる。

敗戦後，連合国の対日占領政策の一環として財閥解体，巨大産業の分割などの措置がとられた。そのような政策の一環として，1947年4月「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（通称，独占禁止法）が制定されたが，その内容は米国の反トラスト法に基づくものであり，いわば，米国の産業政策の押し付けに等しいものであった。

そのため，表向きは「経済憲法」と呼ばれて尊重されたが，政府・財界は機会のあるごとに，改正，運用緩和により，骨抜きを図ってきた。

しかしながら，第二次世界大戦後の国際環境は，競争政策を通じて資本主義の維持・発展を図る方向にシフトし，今や，独占禁止法の基本理念は，資本主義世界の共通理念となっている。 昨今，ほとんどの資本主義国に反独占法が制定されるようになり，国際連携も進み，国内においても経済民主化のために重要な役割を果たすようになってきた。

◆ 参考資料

1）今村成和；独占禁止法入門，有斐閣，1990.

3.1 日本の独占禁止法‥‥独占禁止法の規定

「私的独占，不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し，‥‥‥‥以って，一般消費者の利益を確保するとともに，国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。」（第1条）

私的独占 ⟶ 事業者が，他の事業者の事業活動を排除（支配）することにより，競争を実質的に制限すること。

不当な取引制限 ⟶ 事業者が，他の事業者と共同して相互にその事業活動を拘束し，競争を実質的に制限すること（いわゆる「カルテル行為」）。

不公正な取引方法 ⟶ 事業者が，相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること。

知的財産権と競争政策の関係史 28

◆ 解　説

日本の「独占禁止法」第1条では，「この法律は，私的独占，不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し，事業支配力の過度の集中を防止して，‥‥‥‥以て，一般消費者の利益を確保するとともに，国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。」と述べられている。

ここで，私的独占，不当な取引制限，不公正な取引方法とは，それぞれ，次のように定義されている。

「この法律において「私的独占」とは，事業者が，単独に，又は他の事業者と結合し，若しくは通謀し，その他いかなる方法をもつてするかを問わず，他の事業者の事業活動を排除し，又は支配することにより，公共の利益に反して，一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。」（第2条第5項）

「この法律において「不当な取引制限」とは，事業者が，契約，協定その他何らの名義をもつてするかを問わず，他の事業者と共同して対価を決定し，維持し，若しくは引き上げ，又は数量，技術，製品，設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し，又は遂行することにより，公共の利益に反して，一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。」（第2条第6項）

「この法律において「不公正な取引方法」とは，次の各号のいずれかに該当する行為であつて，公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち，公正取引委員会が指定するものをいう。

一　不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

二　不当な対価をもつて取引すること。

三　不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し，又は強制すること。

四　相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

五　自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

六　自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し，又は当該事業者が会社である場合において，その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように，不当に誘引し，そそのかし，若しくは強制すること。」（第2条第9項）

◆ 参考資料

1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

3.2 調和を図るためのガイドラインの制定

公正取引委員会は，知的財産権の行使が独占禁止法に抵触するか否かの判断に関し，各種の指針を制定してきた。

1968年　「国際的技術導入契約に関する認定基準」（88年に廃止）

1988年　「特許・ノウハウのライセンス契約における不公正な取引方法の規制に関する運用基準」（99年に廃止）

1993年　「共同研究開発に関する独占禁止法の指針」

1999年　「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（07年に廃止）

2005年　「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」
「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（以下，「標準化に関する指針」と略称）

上記のうち，下線の指針が現在有効な指針である。

知的財産権と競争政策の関係史　29

◆ 解　説

第21条に規定されているように，知的財産権の権利行使と認められる行為には独占禁止法の規定は適用されないが，権利の濫用と認められる場合には，独占禁止法が適用される。それでは，権利の行使と権利の濫用の限界はどこにあるのだろうか。

この問題に関し，公正取引委員会は，各種の指針を制定・公表してきた。

最初に公表された「国際的技術導入契約に関する認定基準」は，特許権又は実用新案権の実施許諾を内容とする国際的契約において，不公正な取引方法に該当するおそれのある事項のうち主なものを掲げた。

1988年の「特許・ノウハウライセンス契約における不公正な取引方法の規制に関する運用基準」は，この基準の見直しを行ったものであり，国内，国際を問わず広く特許，実用新案，ノウハウのライセンス契約における制限条項が不公正な取引方法に該当するか否かについての原則的な考え方を示したものである。

1999年の「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」は，不公正な取引方法以外の違反行為類型を含め，独占禁止法の適用に関する包括的な考え方を示したものであり，前述の「運用基準」に換わるものとして発表された。

2007年の「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」は，さらにこの「指針」を全面的に改定したもので，知的財産のうち技術に関するもの全般をカバーするものである。

一方，「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」が1993年に，また，「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」が2005年に公表されている。

現時点では，これらの三つの指針が有効な指針として機能している。

以下，「標準化」の指針について，概要の説明を行う。

◆参考資料

1）岩本章吾；知的財産権と独占禁止法，晃洋書房，2008.

3.3「標準化に関する指針」･･･標準化活動自体への適用 ①

1）標準化活動自体に関する独占禁止法の適用

標準化活動自体が直ちに問題となるものではないが，以下の制限を課すことは独占禁止法上問題となる。

① 販売価格等の取決め
　規格を採用した製品の販売価格等を共同で取り決める行為

② 競合規格の排除
　競合する規格の開発，その製品の生産を禁止する行為

③ 規格の範囲の不当な拡張
　必要な範囲を超えて仕様・性能を共通化し，競争を回避する行為

④ 技術提案等の不当な排除
　規格策定段階で特定事業者の技術提案を阻止する行為

⑤ 標準化活動への参加制限
　合理的な理由なく特定の事業者の参加を制限する行為

知的財産権と競争政策の関係史 30

◆ 解　説

「考え方」では，まず，標準化活動自体に関する独占禁止法上の考え方を述べている。それによれば，次の通りである。

標準化活動自体が直ちに問題となるものではないが，以下の制限を課すことは独占禁止法上問題となる。

① 販売価格等の取決め
　規格を採用した製品の販売価格等を共同で取り決める行為（不当な取引制限等）

② 競合規格の排除
　競合する規格の開発，その製品の生産を禁止する行為（不当な取引制限，高速条件付き取引制限）

③ 規格の範囲の不当な拡張
　標準化のメリットを実現するのみ必要な範囲を超えて仕様・性能を共通化し，競争を回避する行為（不当な取引制限）

④ 技術提案等の不当な排除
　特定の事業者の技術提案の採用を阻止する又は技術改良の成果を踏まえた改定を阻止する行為（私的独占，共同行為による差別取扱い等）

⑤ 標準化活動への参加制限
　活動に参加しなければ製品市場から排除されるおそれがある場合に，特定の事業者の参加を制限する行為（私的独占等）

◆ 参考資料

1）標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方，公正取引委員会.

2）岩本章吾；知的財産権と独占禁止法，晃洋書房，2008.

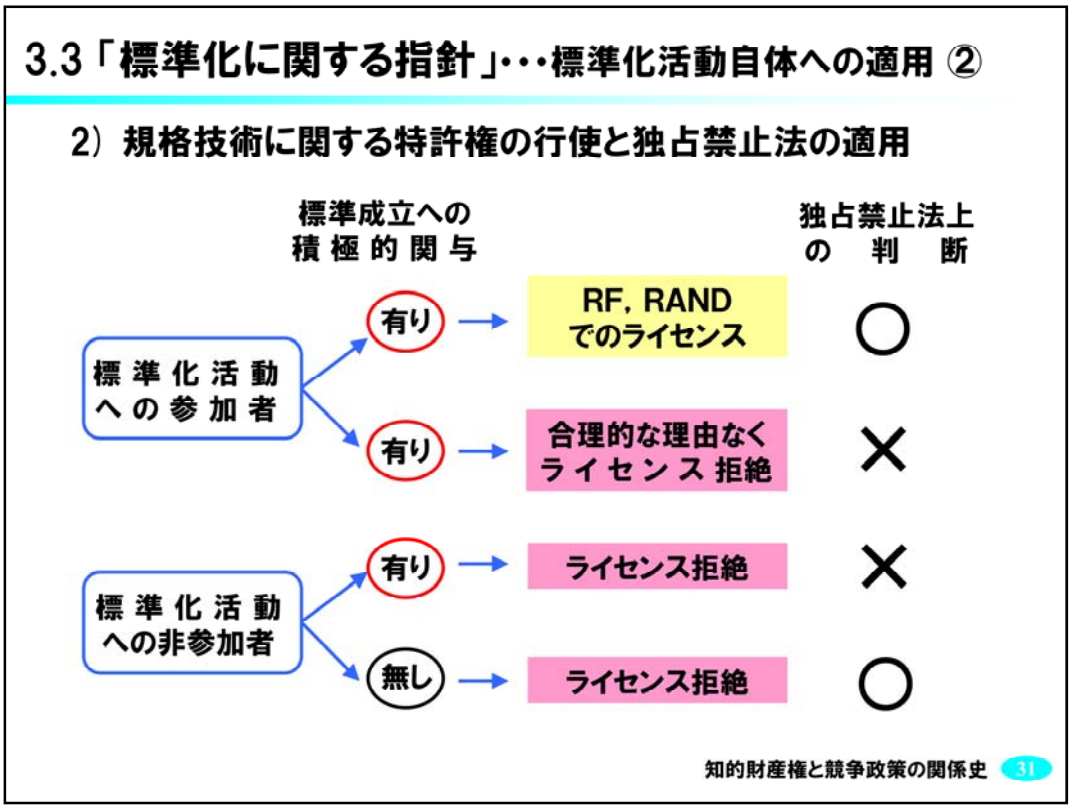

◆ 解　説

標準化活動に参加していない事業者が，当該活動により策定された規格について特許を有していた場合にライセンスを拒絶しても通常は問題とならない。

しかしながら，標準化活動に参加し，自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた特許権者が，規格が策定され，広く普及した後にライセンスを合理的な理由なく拒絶することは，独占禁止法上問題となる（私的独占，取引制限）。

また，標準化活動に直接的に参加していない場合でも，例えば，活動に参加する者と共同するなどして，自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた場合に，こうした行為を行うことは独占禁止法上問題となる。

図において，×印のついた行為を通常，「ホールドアップ」と呼んでおり，標準化に伴う知的財産トラブルとして大きな問題となっている。

◆ 参考資料

1）標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方，公正取引委員会

2）岩本章吾；知的財産権と独占禁止法，晃洋書房，2008

3.3「標準化に関する指針」・・・パテントプールに関する適用 ①

1）基本的な考え方

① 標準化活動自体が独占禁止法上問題ない場合であっても，それに関するパテントプールについては，別途，検討しなければならない。

② パテントプールの形成・運用には競争促進的側面が存在する。

③ パテントプールの運用においては，競争制限が行われるおそれがある。

④ 下記の場合は，独占禁止法上の問題を生じない。

・シェアが20%以下の場合

・競争関係にあると認められる規格が他に4以上存在する場合

⑤ ④以外のケースについては，個別事案ごとに競争に与える影響を検討した上で判断しなければならない。

知的財産権と競争政策の関係史 32

◆ 解　説

標準化活動自体が独占禁止法上問題ない場合であっても，それに関するパテントプールについては，別途，独占禁止法上の問題を検討しなければならない。

一般に，パテントプールには，権利関係の処理に伴う多大な労力・費用の軽減あるいは，トータルのライセンス料の高額化の回避による標準化の促進など，競争促進的側面が存在する。一方，パテントプールが競争事業者によって形成・運用される場合には，規格に係る特許の利用について相互に制限を課し，ライセンシーの事業活動に制限を課すなど，広範に競争制限行為が行われるおそれがある。

独占禁止法上の問題の有無については，個別の事案ごとに，規格の普及の程度，プールの市場における地位など，関連市場の状況を調査し，競争に及ぼす影響について総合的に検討した上で判断する必要がある。

下記の場合は，独占禁止法上の問題を生じない。

・シェアが20%以下の場合

・競争関係にあると認められる規格が他に4以上存在する場合

これに該当しない場合でも，パテントプールを通じた制限が直ちに独占禁止法上問題となるわけではなく，個別事案ごとに，競争に与える影響を検討した上で判断しなければならない。

◆ 参考資料

1）標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方，公正取引委員会.

2）岩本章吾；知的財産権と独占禁止法，晃洋書房，2008

3.3「標準化に関する指針」・・・パテントプールに関する適用 ②

2）パテントプール形成に関する独占禁止法上の考え方

① パテントプールに含まれる特許の性質

・必須特許性の判断はパテントプールに参加する事業者から独立した第三者が行わなければならない。

・対象の特許が必須特許に限られる場合には，これらの特許間の競争が制限されるおそれはない。

・相互に代替的な関係にある特許が含まれる場合には，特許間の競争が制限されるおそれがある。

・パテントプール外の技術と代替的な関係にある非必須特許が含まれる場合もパテントプール外の技術との競争を制限するおそれがある。

◆ 解　説

パテントプール形成が独占禁止法の問題を有するか否かを判断するためには，プールされる特許の性質，プールへの参加制限，プールの運営方法に関する検討が必要である。

ます，必須特許性の判断は恣意的な判断を避けるため，パテントプールに参加する事業者から独立した第三者が行わなければならない。

プール対象の特許が必須特許に限られる場合には，特許は相互に補完的な関係にあり，これらの特許間の競争が制限されるおそれはない。ところが，相互に代替的な関係にある特許が同一のプールに含まれる場合には，規格を採用する企業の技術選択の自由を不当に制限するおそれがある。

パテントプール対象の技術に対し，付加的な効果を与える技術をパテントプールに取り込んだ場合において，付加的な効果を与える当該技術に対し代替的な関係にある技術が存在すると，規格のユーザーは，パテントプールの外の代替的な技術を採用することが実質的にできなくなり，技術競争が制限される。

◆ 参考資料

1）標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方，公正取引委員会.

2）岩本章吾；知的財産権と独占禁止法，晃洋書房，2008.

3.3「標準化に関する指針」・・・パテントプールに関する適用 ③

2）パテントプール形成に関する独占禁止法上の考え方（続き）

② パテントプールへの参加に係る制限に関して

・パテントプールへの参加の制限が，下記の条件を満たせば問題ない。

a. パテントプールを円滑に運営するためのもの。

b. 規格採用者の利便性向上に必要と認められるもの。

c. 競争を制限するものでない。

・パテントプールへの参加者への制限が下記の条件を満たせば問題ない。

a. パテントプールを円滑に運営するためのもの。

b. 規格採用者の利便性向上に必要と認められるもの。

c. 特定の事業者のみに不当に差別的な条件を課すものでない。

③ パテントプールの運営者に集中するライセンシーの情報が，パテントプール参加者やライセンシーに漏洩しないようにすることが重要。

知的財産権と競争政策の関係史 34

◆ 解　説

パテントプールへの参加制限に関しては，まず，パテントプールへの参加の制限が，下記の条件を満たせば問題ない。

a　パテントプールを円滑に運営するためのもの

b　規格採用者の利便性向上に必要と認められるもの

c　競争を制限するものでない

また，規格策定の段階で，規格策定後に必須特許をパテントプールを通じてライセンスすることを事前に取り決めることは問題ない。

パテントプールへの参加者への制限についても，下記の条件を満たせば問題ない。

a　パテントプールを円滑に運営するためのもの

b　規格採用者の利便性向上に必要と認められるもの

c　特定の事業者のみに不当に差別的な条件を課すものでない

ただし，パテントプールの参加者にパテントプールを通す以外の方法でライセンスすることを認めないなど，特許の自由なライセンスを制限することは独占禁止法上，問題となる。

パテントプールの運営者にはライセンシーの事業活動に関する情報が集中する。これらの情報がパテントプールの参加者やライセンシーに漏洩すると，ライセンシーが製品の生産・販売数量，販売価格などについて相互に制限を課すためにこれらの情報を用いるなど，独占禁止法違反行為を行う手段として利用されるおそれがある。したがって，これらの情報パテントプール参加者やライセンシーに漏洩しないようにすることが重要である。

◆ 参考資料

1）標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方，公正取引委員会.

2）岩本章吾；知的財産権と独占禁止法，晃洋書房，2008.

3.3「標準化に関する指針」・・・パテントプールに関する適用 ④

3）プールを通じたライセンスに関する独占禁止法上の考え方

① 合理的な理由のない限り非差別的ライセンスが必要

② ライセンシーに対し，規格技術又は競合する規格について研究開発を行うことを制限してはならない

③ ライセンシーが規格技術について行う改良・応用の成果が必須特許になる場合のみプールに取り込むよう義務付けることは独占禁止法上問題ない。代替技術の場合には問題となる。

④ ライセンシーがライセンスを受けた必須特許の有効性を争う場合，プールの参加者が共同でライセンス契約を解除する旨定めることは独占禁止法上問題となる。

⑤ ライセンシーに対し，ライセンシーが有する特許について，他のライセンシーに権利行使しないよう義務付けることは問題となる。

知的財産権と競争政策の関係史 35

◆ 解　説

パテントプールを通じたライセンスにおいて課される制限は，基本的には個別の事案ごとに，競争への影響について慎重に検討する必要がある。基本的には以下の通りである。

① 合理的な理由のない限り非差別的ライセンスが必要

② ライセンシーに対し，規格技術又は競合する規格について研究開発を行うことを制限してはならない。

③ ライセンシーが規格技術について行う改良・応用の成果が必須特許になる場合のみプールに取り込むよう義務付けることは独占禁止法上問題ない。代替技術の場合には問題となる。

④ ライセンシーがライセンスを受けた必須特許の有効性を争う場合，プールの参加者が共同でライセンス契約を解除する旨定めることは独占禁止法上問題となる。

⑤ ライセンシーに対し，ライセンシーが有する特許について，他のライセンシーに権利行使しないよう義務付けることは問題となる。

以上，日本において知的財産権と競争政策との関係が独占禁止法において，どのように取り扱われているかを見たが，独占禁止法そのもの及びその適用は，その時代の経済政策の影響を受けて変動する可能性があり，常に注視していくことが必要である。

◆ 参考資料

1）標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方，公正取引委員会.

2）岩本章吾；知的財産権と独占禁止法，晃洋書房，2008.

まとめ ・・・・・ 第2章 知的財産権と競争政策の関係史

1 知的財産権法と独占禁止法は，共に産業の発達を究極の目的としているが，前者が排他的独占権の付与により，後者が独占の禁止により，その目的を達成しようとする点で，背反する性格を有している。独占禁止法では，知的財産権の行使を，独占禁止法の適用除外としている。

2 米国の経済発展史は，知的財産権を重視する政策と独占禁止を重視する政策とのせめぎ合いの歴史という側面をもっており，これまでに，プロパテントからアンチパテント，さらにはプロパテントと約50年ごとに大きな政策転換が行われてきた。

3 現在の米国はプロパテント政策をとっているが，最近ではその政策の行き過ぎを是正しようとする動きが見られ，標準化及びパテントプールの問題を考える時，今後の動向に十分な注視が必要である。

4 日本の独占禁止法は，戦後米国の占領政策の一環として導入されたものであるが，現在では各種のガイドラインも整備されており，標準化における知的財産権の問題を考える際の貴重な指針となっている。

知的財産権と競争政策の関係史 36

◆ 解　説

以上述べてきたことをまとめると次の通りである。

1 知的財産権法と独占禁止法は，共に産業の発達を究極の目的としているが，前者が排他的独占権の付与により、後者が独占の禁止により、その目的を達成しようとする点で、背反する性格を有している。独占禁止法では、知的財産権の行使を、独占禁止法の適」用除外としている。ただし、どこまでを「知的財産権の行使」と見るかは、その時々の国際的ないし国内的な政治・経済環境によって大きく左右される。

2 米国の経済発展史は、知的財産権を重視する政策と独占禁止を重視する政策とのせめぎ合いの歴史という側面をもっており、これまでに、プロパテントからアンチパテント、さらにはプロパテントと約50年ごとに大きな政策転換が行われてきた。こうした経済発展史から我々は多くのことを学ぶことができるし、かつそれによって今後の政策変化に対する鋭敏な感覚を受性を養うことができるであろう。

3 現在の米国はプロパテント政策をとっているが、最近ではその政策の行き過ぎを是正しようとする動きが見られ、標準化及びパテントプールの問題を考える時、今後の動向に十分な注視が必要である。

4 日本の独占禁止法は、戦後米国の占領政策の一環として導入されたものであるが、現在では各種のガイドラインも整備されており、標準化における知的財産権の問題を考える際の貴重な指針となっている。標準化、特にパテントプール問題を取り扱う際、これらのガイドラインを熟読玩味しておくことが必要である。

演習問題A・・・ 第2章 知的財産権と競争政策の関係史

1 知的財産権法は知的財産を創造したものに対して，一定期間の排他的独占的を与え，競争政策は，独占状態を排除することによって自由な経済主体同士の競争を促進することを目指している。片方しか存在しない場合にそれぞれどのような問題が発生するかを述べよ。

2 日本の独占禁止法には，適用除外規定があり，「この法律の規定は，著作権法，特許法，実用新案法，意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない」と規定されている。特許権の行使と認められる行為及び特許権の行使とは認められない行為をそれぞれ，3つずつ挙げよ。

3 米国が1990年代の初めから国際競争力を急速に回復させた原因の一つとして，プロパテント政策への転換が挙げられているが，なぜ，プロパテント政策が功を奏したのか，原因と考えられるものを3つ挙げよ。

◆ 解　説

1 「2　米国における関係史」を参照のこと。

2 「3　日本における関係史」を参照のこと。

3 「2　米国における関係史」を参照のこと。

演習問題B・・・ 第2章 知的財産権と競争政策の関係史

1 米国においてプロパテント政策見直しの動きが進んでいる。 この動向が，国際標準化活動に及ぼすプラスの影響とマイナスの影響について述べよ。

2 ホールドアップは，標準化技術が実施された後に，必須特許に基づいて，高額のライセンス請求が行われ，場合によっては標準の実施が妨げられるという大きな問題である。プロパテント政策の見直しの動きは，ホールドアップ問題にどのような影響を及ぼすと考えられるか述べよ。

◆ 解　説

1 「2　米国における関係史」を参照のこと。

2 同上

参考資料 ・・・ 第2章 知的財産権と競争政策の関係史

◆ 文献

1）今村成和；独占禁止法入門，有斐閣，1990.
2）岩本章吾；知的財産権と独占禁止法，晃洋書房，2008.
3）井上岳史；特許が世界を塗り変える，NTT出版株式会社，1995.
4）村上政博；アメリカ独占禁止法，弘文堂，1999.
5）坂井昭夫；日米ハイテク摩擦と知的所有権，有斐閣，1994.
6）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
7）標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方，
公正取引委員会.